

第5章 史跡の保存管理

1. 基本的な考え方

- (1) 佐敷城跡の史跡としての本質的価値
- (2) 佐敷城跡保存管理の理念
- (3) 保存管理の基本方針

2. 史跡の地区区分

3. 史跡を構成する諸要素

- (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素
- (2) 史跡の保存管理上有効な諸要素
- (3) 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素

4. ゾーン別の保存管理方針

- (1) 山上曲輪ゾーン
- (2) 山腹ゾーン
- (3) 御殿曲輪ゾーン

5. 現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準

- (1) 現状変更等の許可申請に関わる共通基準
- (2) ゾーン別の現状変更等の取扱い

6. 土地公有化の方針

第5章 史跡の保存管理

1. 基本的な考え方

本保存管理計画は、第1章第2項で述べたように史跡佐敷城跡を適切に保存し、後世へと確実に伝えていくために、保存管理の基本方針、方法等を示したものである。

そのため、史跡佐敷城跡の文化財的価値及び景観、環境等の現状を把握し、調整が必要なものについては、史跡の保護管理を阻害する要因の抽出及び改善策の検討を行う必要がある。

また、過去の発掘調査において石垣等の遺構が検出されている御殿曲輪（現芦北町社会教育センター敷地ほか）など、史跡指定地外の関連地域においても佐敷城跡の構造を理解する上で重要な地域であることから、計画の対象範囲に含めて必要な地域については追加指定を視野に入れるものとする。

なお、史跡指定地外の関連地域は大部分が民有地であり、地域の人々の居住地や活動範囲と重なるため、住民生活との調和を図りながら史跡の保存管理及び景観の保全を進めなければならない。

これらを踏まえ、まず史跡佐敷城跡の基本的特徴を列記し、佐敷城跡の史跡としての本質的価値を理解した上で、今後の保存管理で目指す姿を理念として標語化し、基本方針を掲げる。

【基本的特徴】

- ①加藤清正により、薩摩島津氏への備えとして、国境近くに築かれた近世城郭。
- ②本丸など中核部は総石垣造りで、築城時から2度の改築を経て、3段階の石垣築造技術の変化を実見できる遺跡。
- ③一国一城令により廃城となり、天草・島原の乱後、再度の破却による城破りの痕跡を残す石垣、石段を有する遺跡。
- ④出土物では、特に天下泰平銘鬼瓦、桐紋入鬼瓦、李朝系瓦、慶長年号入瓦など、多様な瓦が特徴的。
- ⑤城郭中核部（城山山上）、御殿曲輪（山裾）、城下町など城郭の構成要素が一体的に残っている。
- ⑥対岸の丘陵上に中世佐敷城（佐敷東の城）を見ることができる。

（1）佐敷城跡の史跡としての本質的価値

加藤清正が肥薩国境の城として堅固に築いた境目の城で、総石垣造りの主要曲輪など城郭遺構が良好に残存し、石垣隅角部の破壊など城破りの実態を示す遺構や天

下泰平銘鬼瓦など注目される遺物が出土しており、近世初頭ころの政治・軍事を理解するうえで貴重な遺跡である。

（２）佐敷城跡保存管理の理念

熊本県南部に位置する芦北地方は、古代より肥後国の南端として薩摩国と国境を接し、また海上交通を通して環八代海地域だけではなく、外海の地域とも交流をしていた地域であり、その中で佐敷地域は交通の要衝として特に重要視された場所である。

そのような場所に築かれた史跡佐敷城は、国境の防塞として陸上（薩摩街道）及び海上（八代海）に睨みを利かせ、為政者の威厳を示す地域支配の象徴的存在であった。また、史跡佐敷城跡が位置する城山は佐敷地域のランドマークであり、特に近代以降は公園化され地域住民の憩いの場所であったため、佐敷地域を象徴する存在でもある。

この史跡佐敷城跡の史跡としての本質的価値を損なうことなく、地域に親しまれ、誇るべき存在として、後世へ引き継いでいくことが保存管理の基本的な理念である。

この理念のもとに、目指すべき史跡の姿を端的に下記のとおり標語化し、この実現に向けて基本方針を定める。

◆「来て、見て、歩いて感じる国境の城 佐敷城跡」

（３）保存管理の基本方針

①史跡の恒久的保存

史跡を構成する諸要素（石垣、城門、石段等の遺構で、以前の保存整備事業により復元された部分を含む）について、史跡としての本質的価値を損なうことなく、適切な保護・管理を継続して行い、保存を図る。

なお、自然的特性として、付近に活断層が確認されているので、安全・防災面についても対策をとる。

②景観へ配慮した史跡保存

史跡及び周辺地域の景観保全を図り、史跡内及び周辺地域からの眺望を確保し、地域資源及び象徴としての価値を高める。

③住民と一体となった保存管理

史跡を次世代につなげるために、地域住民に対し学習会や清掃イベントなどにより文化的価値の理解を高め、史跡への愛着と誇りを深める。

④史跡指定外区域の保全

現在の史跡指定区域の外側には御殿曲輪や城下町のほか、周辺には史跡と関連する貴重な文化遺産が存在しており、史跡指定範囲外においても現状保全に努める。

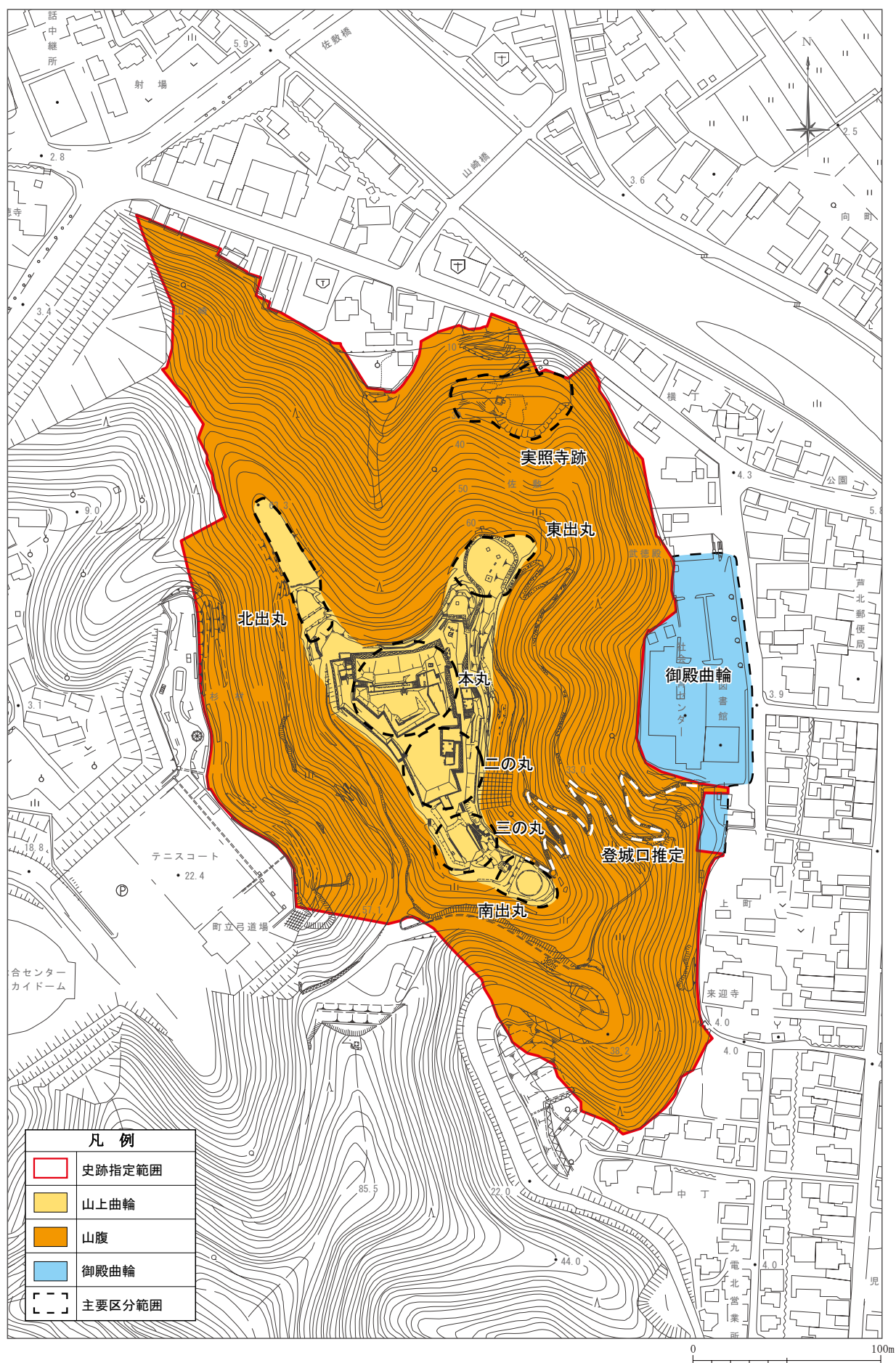
2. 史跡の地区区分

ここでは、史跡指定地及び史跡周辺地を以下に示す3つのゾーンに設定を行う。ゾーンの設定にあたっては、以下の考えに基づき設定を行った。

- ①佐敷城跡内に存在する物件は全て、現在の佐敷城跡を構成する要素であり、これら諸要素を**史跡指定地内**と**史跡指定地外**に区分する（諸要素の内容については、次項で説明を行う）。
- ②史跡指定地内は、史跡の主核として最も積極的に保存管理を進める地区である。
- ③史跡指定地外は、指定範囲外であるが史跡との関連が認められるため、現況に応じて保存管理を行う地区である。
- ④史跡指定地内の「**山上曲輪ゾーン**」は、城郭特有の構造として一般的に広く認識されている曲輪や石垣、城門など人工的な構築物が集中している地区である。本丸・二の丸。三の丸など城郭の枢要部である**主要曲輪**と、山稜端部を削平して造成した**出丸**に区分する。
- ⑤史跡指定地内の「**山腹ゾーン**」は、急峻な地形が城郭としての機能を果たしているが、人工的構築物の存在が希薄な地区である。杉の人工林や雑木林となっている**山腹部**と、佐敷城代加藤重次が開基した寺院跡である**実照寺跡**に区分する。
- ⑥史跡指定地外の「**御殿曲輪ゾーン**」は、指定地外ではあるが、かつては佐敷城跡の主要な曲輪である**御殿曲輪**があったと推定される場所で、遺構等が埋蔵されている地区である。城山の東側山裾で、現在は芦北町社会教育センター・芦北町立図書館敷地とその周辺である。

表 5-1 史跡の地区区分

	ゾーン区分	地区	現況
史跡指定地内	山上曲輪ゾーン	主要曲輪 （本丸、二の丸、三の丸）、 出丸 （北出丸、西出丸、南出丸）	城山の山上部分で、曲輪、石垣、城門遺構などが整備され、近世の城郭を体感できる。
	山腹ゾーン	山腹部 （東側山腹、西側山腹、北側山腹、南側山腹）、 実照寺跡	城山の山裾から中腹にかけての急斜面部で、現在は樹木に覆われ、一部は道路となっている。
史跡指定地外	御殿曲輪ゾーン	御殿曲輪	城山の東側山裾で、芦北町社会教育センターや町立図書館、武徳殿などの公共施設が建つ。



3. 史跡を構成する諸要素

前項で設定した3つのゾーンに存在する物件の一つ一つは、史跡佐敷城跡を構成する要素であり、これら諸要素は史跡としての本質的な価値の有無により、以下の3つの要素に分類することができる。

(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素

- ・曲輪や石垣、石段等の遺構及び埋蔵文化財、地形等、史跡本体を歴史上、直接構成した要件であり、史跡の本質的価値を有している要素

(2) 史跡の保存管理上有効な諸要素

- ・土地利用の変遷を示す石碑等、史跡の歴史を間接的に伝える物件や、電気・水道設備等、史跡を管理する上で有効な要素

(3) 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素

- ・史跡との関わりが歴史的に希薄で、史跡管理にも有用ではない要素

この区分に従い、ゾーンごとに史跡を構成する諸要素を次表のとおり整理した。

表 5-2 ゾーンごとの構成要素区分

	史跡指定地内				史跡指定地外
ゾーン	山上曲輪ゾーン		山腹ゾーン		御殿曲輪ゾーン
地区	主要曲輪	出丸	山腹部	実照寺跡	御殿曲輪
(1)	曲輪・石垣・石段・門に伴う遺構・その他の遺構(埋蔵遺構含む)	曲輪・石垣・石段・門に伴う遺構・その他平場に存する遺構(埋蔵遺構含む)	堀切・急峻な地形・その他の遺構(埋蔵遺構含む)	寺院跡・その他の遺構(埋蔵遺構含む)	曲輪・地下に埋蔵する遺構(石垣、堀跡)・大手道参考地
(2)	石碑石塔(山王権現)・石垣転石・植栽・説明板・案内標柱・園路・安全杭・照明・電気・排水系統設備・その他施設	清正公祠・石垣転石・安全杭・植栽・園路・照明・電気系統設備・水道設備・その他施設	町道・石垣転石・安全杭・植栽・園路・照明・電気・水道系統設備・案内板・コンクリート擁壁	伝佐敷城代加藤重次墓所跡・通路	佐敷城代加藤重次縁者墓・啓微堂跡・偉集場跡・武徳殿・大瓦モニュメント
(3)	史跡に不要な植栽・その他史跡に不要な物件	城山配水池・石仏・史跡に不要な電柱電線及び植栽・その他史跡に不要な物件	石碑(細川侯頌徳碑)・石仏・大師堂・防空壕・ツクシムレスズメ・史跡に不要な電柱及び植栽・その他史跡に不要な物件	石碑(忠魂碑)・町営住宅跡・史跡に不要な樹木・その他史跡に不要な物件	芦北町社会教育センター・電話ボックス

○史跡佐敷城跡を構成する諸要素

表 5-3 史跡の本質的価値を構成する諸要素（1/3）

【山上曲輪ゾーン／主要曲輪】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
①	史跡指定地内	山上曲輪	主要曲輪	史跡佐敷城跡の最高点（標高 84.5m）で、東西に虎口構造を持つ城門を配し、曲輪中央部で通路はつながる。「井上弥一郎梅北一揆始末覚」には、本丸の記述がある。
②				本丸の南側に位置し、三の丸が南側に続く曲輪で、東側に二の丸東門、西側には西側下段通路がある。中央部付近で地下倉庫と考えられる掘り込みや、南端部では櫓台と推定される石垣が確認され、現在は埋め戻されている。
③				二の丸の南側に位置し、南出丸が南側に続く曲輪で、東側と北西部に城門があり、東、西側下段通路とつながる。滴水瓦、フイゴの羽口等が出土した。
④				東出丸と三の丸を結ぶ通路状の曲輪で、本丸及び二の丸の東側下段にあたり、二の丸への出入り口である二の丸東門とつながる。
⑤				山裾からの登城路で、三の丸や東側帯曲輪の東側下段部を通して、東側帯曲輪の出入り口である追手門とつながる。また、南出丸と東出丸を結ぶ通路でもある。
⑥				本丸の西側下段部にあたり、本丸西側と二の丸を結ぶ通路状の曲輪で、北出丸へもつながる。北出丸への通路は小規模な虎口を持ち、桐紋入り鬼瓦などが出土した。また、曲輪内では、魚骨や貝殻が出土した土坑や多量の瓦片が確認されている。
⑦				西側帯曲輪や二の丸の西側下段部を通して北出丸と三の丸を結ぶ通路で、石垣の根石部分で捨石構造が確認された。
⑧				東側下段通路から東側帯曲輪へ向かうための門で、左折れする外柵形虎口構造を持つ。門柱礎石により脇扉を備えた城門で、「天下泰平」銘鬼瓦の出土や石段の出土状況から、廃城時に儀礼が行われた可能性がある。主要通路にある最初の大規模な城門で、「井上彌一郎梅北一揆始末覚」に見える「追手ノ門」と推定される。
⑨				東側帯曲輪から二の丸へ向かうための門で、左折れする外柵形虎口構造。城内で最大の門であり、門柱礎石等により脇扉を備えた櫓門と推定される。二の丸東門の名称は、発掘調査時の仮称である。
⑩				二の丸から本丸へ向かうための門で、左折れする外柵形虎口構造を持つ。門柱礎石により脇扉を備えた城門で、石段部分が途中から急激に狭まる構造が見られる。本丸東門の名称は、発掘調査時の仮称である。
⑪				本丸北東隅及び二の丸南端部からは発掘調査により、櫓台と推定される石垣が確認されている。石垣周辺は多量の瓦片が出土した。文献等では確認されていない。
			その他の遺構	石垣、通路、門跡、排水路

表 5-3 史跡の本質的価値を構成する諸要素 (2/3)

【山上曲輪ゾーン／出丸】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
⑫	史跡指定地内	山上曲輪	出丸	北出丸
⑬				本丸から北西へ延びる尾根上に位置する曲輪で、階段状に本丸寄りの平場（北出丸A区）と、先端部分の平場（北出丸B区）に分かれる。北出丸A区では石垣及び通路が出土し、城破りの痕跡も確認された。北出丸B区では溝跡、柱穴、土坑が確認された。
⑭				東出丸
				本丸から北東へ延びる尾根上に位置する曲輪で、階段状に平場が見られる。本格的な調査は未実施であるが、一部で石垣の出土が見られる。
	史跡指定地内	山上曲輪	出丸	南出丸
				三の丸から南東へ延びる尾根上に位置する曲輪で、本格的な調査は未実施。現在は城山配水池のタンク及び清正公祠が存在する。
			その他の遺構	石垣、通路、石段

【山腹ゾーン／山腹部】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
⑮	史跡指定地内	山腹	山腹部	堀切
				九州山地から延びる丘陵と、その末端部である城山を分断する堀切で、「梅北宮内左衛門一揆之次第」には「城の南杉本山尾つゞきの堀切」とある。町道工事等により堀切の両端は消滅し、堀底部も改変を受けている。堀底の幅は 4.5m で、箱堀と推定される。
				急峻な地形
			その他の遺構	城山の急峻な地形そのものが城郭としての防御機能を持っており、築城時の選地にもこの点は考慮されたと推測される。城山を囲むように急傾斜地崩壊危険箇所となっており、東側の一部は地すべりによる崩壊をコンクリート擁壁で復旧している。現在、大部分が雑木林及び人工林となっている。
			その他の遺構	山腹部は急傾斜のため、発掘調査はほとんど行われていない。一部に階段状地形や石垣が見られるほか、瓦片等の遺物が露出している。

表 5-3 史跡の本質的価値を構成する諸要素 (3/3)

【山腹ゾーン／実照寺跡】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
①⑥	史跡指定地内	山腹	実照寺跡	実照寺は、佐敷城代加藤重次が主君清正の供養のために慶長 17 年に建立したが、その後退転し、後に本妙寺 5 世日悠上人が別の場所に再興した。『肥後国誌』には加藤清正移墓・加藤重次墓は「花岡城迹山中北ノ方ニアリ」とされ、花岡城＝佐敷城であるため、本来の実照寺は加藤重次墓が残る現在地にあったと推定される。佐敷城の東北方向＝「鬼門」にあたる。本格的な調査は未実施。
				戦後に町営住宅が建設されるなど改変を受けているが、本格的な調査は未実施。加藤重次墓所周辺では鯰瓦片等が表採されている。

【御殿曲輪ゾーン／御殿曲輪】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
①⑦	史跡指定地外	御殿曲輪	御殿曲輪	城山東側山裾の一角で、周囲より比高 1.0～1.4m の高台となっている。細川藩政下では佐敷御茶屋と御蔵があり、佐敷番頭役宅として使用され、明治以降は学校や公的機関の用地として利用された。現在は芦北町社会教育センター・芦北町立図書館の敷地となっている。
			その他の遺構	芦北町立図書館敷地に隣接する二尊寺境内で南北方向に延びる石垣が確認され、周辺の地形から図書館敷地周囲を巡っていると考えられる。 なお、社会教育センター前の道路は、「芦北郡佐敷之図」では一部が水路と表現され、『稿本肥後文教史』や大正時代の古写真では溝（窪み）となっているが、「梅北宮内左衛門一揆之次第」にある「大手之わき水ほり」と推測される。 また、社会教育センター建設時に多くの石列や礎石が除去されたという。
①⑧			大手道参考地	史跡佐敷城は東側に重層的に枡形虎口を持つ城門を配するなど、東を大手方向としており、東方向に広がる町場方面から山上曲輪への大手道があると考えられる。明治 8 年作成の「佐敷町地籍図」には二尊寺境内付近からの登城路が描かれ、現在の園路も基本的にこれを踏襲している。

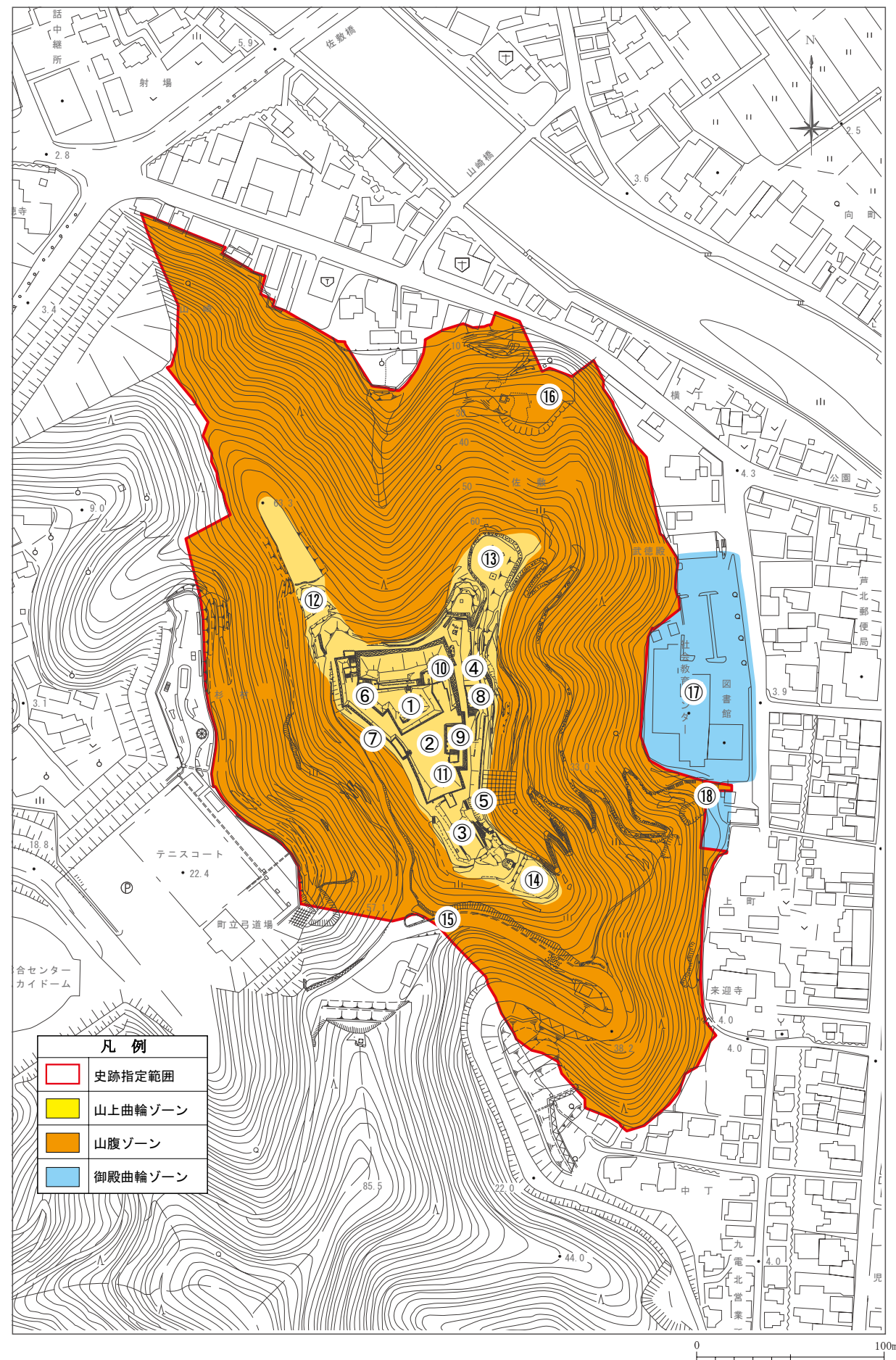


図5-2 史跡の本質的価値を構成する諸要素区分図

表 5-4 史跡の保存管理上有効な諸要素（1/4）

【山上曲輪ゾーン／主要曲輪】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
①	史跡指定地内	山上曲輪	主要曲輪	石碑表面に「山王三所大権現」と梵字のキリクが刻まれ、裏面に「宝暦十庚辰年九月十四日」と建立年が刻まれている。付属の石灯籠2基のうち、1基は元治元年の建立。もとは本丸にあったが、平成9年度の佐敷城跡保存整備事業に伴い、現在地に移転している。「佐敷町地籍図」では、城山山上は社寺や（墓地）を表す赤色で示されている。
②				発掘調査で出土した石垣の転石で、二の丸の南端部にベンチの代用として据え置かれている。
				説明サイン
				案内標柱
				安全杭
				植栽
				園路
③				照明
				電気系統設備
				排水設備

表 5-4 史跡の保存管理上有効な諸要素 (2/4)

【山上曲輪ゾーン／出丸】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
④	史跡指定地内	山上曲輪	清正公祠	南出丸にあり、加藤清正の顕彰のために佐敷町住人青木忠次郎ほか10人が周旋人となり、明治37年3月24日に建立。石造殿舎には桔梗紋と蛇の目紋が浮彫りされているが、御神体は消失している。石灯籠2基と手水鉢が付属する。
⑤				発掘調査で出土した石垣の転石で、北出丸A区に点在している。
			安全杭	史跡来訪者の転落防止のために、木杭と安全ロープで防護柵の代用としている。主要曲輪と境を接する北出丸の一部に設置している。
			植栽	史跡の斜面保護用にコウライシバが貼られている。また、大正年間に地元有志により山桜が植えられている。
			園路	城郭の縄張りに沿う形で整備しているが、東出丸及び南出丸では、都市公園時に造成された通路を利用している。
			照明	北出丸及び南出丸に夜間ライトアップ用の自立型照明灯が設置されている。
			電気系統設備	照明等の電源及び分電盤等の設備で、電力ケーブルは地下に埋設されている。
			水道設備	植栽への散水及び史跡来訪者の便益用に東出丸及び南出丸に設置されている。

表 5-4 史跡の保存管理上有効な諸要素 (3/4)

【山腹ゾーン／山腹部】

番号		ゾーン	地区	物件名	説明
⑥	史跡指定地内	山腹	山腹部	町道	新町地区から延びる町道（テレビ塔線）は、城下から史跡佐敷城跡へ向かう唯一の自動車道路であり、保護管理上必要である。なお、途中の佐敷城跡園名板付近から分岐し、堀切内を通過して山上曲輪に向かう通路も町道（城山線）である。
				石垣転石	石垣の転石で、山腹内に点在している。
				安全杭	史跡来訪者の転落防止のために、木杭と安全ロープで防護柵の代用としている。史跡佐敷城跡駐車場からの通路沿い（町道城山線）に設置している。
				植栽	雑木林の自然林が主であるが、東側山腹部の園路沿いに紅葉が多く植えられている。また、植物観察用に植物名を記したプレートとともに笹などが植えられている。
				園路	東側山腹には、山裾の御殿曲輪付近から都市公園時に造成された園路があり、途中で分岐し、東出丸方面と南出丸方面に向かう。なお、この園路は「佐敷町地籍図」に記されている城下からの登り道を基に造成されたと推測される。 また、町道テレビ塔線と園路を結ぶ連絡路が南東部に新設されている。
				照明	史跡佐敷城跡駐車場からの通路沿い（町道城山線）に、夜間誘導用の自立型照明灯が設置されている。
				電気系統設備	史跡佐敷城跡駐車場周辺施設（トイレ・東屋等）の電源及び分電盤等の設備で、電力ケーブルは地下に埋設されている。
⑦				水道設備	史跡佐敷城跡駐車場周辺施設（トイレ・東屋等）の給水用設備で、西側山裾にある揚水タンクからポンプアップしている。水道管は西側山腹に露出している。
				排水設備	東側山裾の園路には、園路を横断する排水溝が数ヶ所設置されている。溝の上部はグレーチングが取り付けられている。
⑧				案内板	東側山裾の園路登り口にある。芦北町指定文化財に指定された昭和55年7月以降に建てられたものであるが、説明内容が古くなっている。
⑨	コンクリート擁壁	史跡佐敷城跡東側下段通路直下の山腹の一部は、過去の地すべりによる崩壊をコンクリート擁壁で復旧している。なお、史跡佐敷城跡北東方面の山裾にも、急傾斜による斜面崩壊から人家を守るためにコンクリート擁壁は設置されている。			

表 5-4 史跡の保存管理上有効な諸要素（4/4）

【山腹ゾーン／実照寺跡】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
⑩	史跡指定地内	山腹	伝佐敷城代 加藤重次墓 所跡	佐敷城代加藤重次死後、清正の移墓の横に建てられた墓で、『肥後国誌』では「花岡城迹山中北ノ方ニアリ」とある。墓石は大正年間に壊されたといい、昭和初期に墓の周囲をコンクリート柵で囲っている。墓周辺からは鯢瓦等の遺物が出土している。
⑪				県道人吉球磨線と実照寺跡を結ぶ通路であるが、本来の通路かは不明

【御殿曲輪ゾーン／御殿曲輪】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
⑫	史跡指定地外	御殿曲輪	佐敷城代加藤重次縁者墓	佐敷城代加藤重次の母親の逆修塔と奥方の墓と伝わる石塔で、本来は佐敷川を挟んで史跡佐敷城跡の対岸にあたる花岡北地区にあったが、南九州西回り自動車道路建設に伴い平成 17 年 3 月に現在地に移された。逆修塔は、方柱状の塔身の上に卵塔が乗る珍しい形状で、四方には梵字が刻まれ、正面には「逆修為大上□□□□也」、「宝誉明樹禅□」、「丁時慶長拾参年戊申今月今日」の銘がある。奥方の墓は、方形台座上の塔身上に笠状（屋根型）冠石を配し、塔身の正面は周囲が溝彫りされ、「清誉□□禅□」、「寛永□□年八月」の銘がある。いずれも安山岩製で芦北町指定文化財である。
⑬			啓微堂跡	寛政 2 年 12 月に佐敷御番頭の小笠原多宮の請願によって開設された文教場で、学制等は熊本藩校の時習館にならっている。論語・孟子・大学・詩経・書経を学習し、教師にあたる「句読習書指南」は佐敷御番の藩士や御郡医師のなかで学業に秀でた者が務めた。
⑭			偉集場跡	啓微堂附設の武道稽古場で、剣術・柔術・槍術・弓術・馬術・砲術・水泳が教えられた。武芸師範は佐敷御番の藩士で、その道に秀でた者が務めた。
⑮			武徳殿	武道振興のために昭和 12 年 2 月 14 日に建築された武道場で、建築面積は 336 m ² 。内部はほぼ原形を保っており、床面、天井ともに板張りで、かつては踏み込み音を良くするために床下に瓶が埋設されていたという。玄関脇の石碑は、当時の熊本県知事で俳人の藤岡長和（玉骨）の書で、台座に佐敷警察署員及び地元関係者の名前が刻まれている。国登録有形文化財（43-008）。
⑯			大瓦モニュメント	佐敷地区のまちづくり推進事業の一環として、佐敷城跡追手門跡から出土した天下泰平国土安穩銘鬼瓦（熊本県指定重要文化財）の 400 倍の大きさで製作されたモニュメント。平成 11 年 3 月の完成当時は、瓦モニュメントでは日本一の大きさであった。

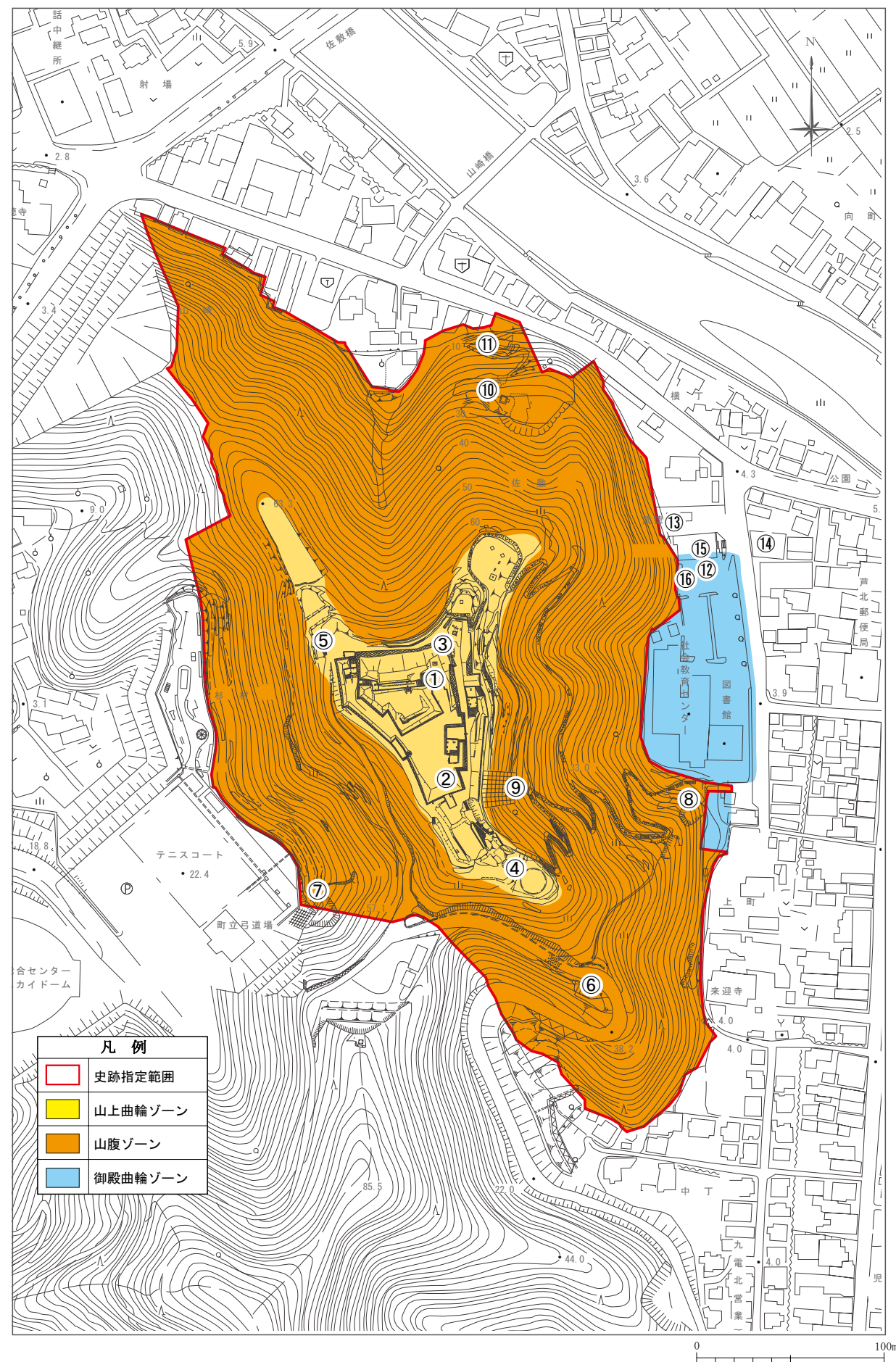


図5-3 史跡の保存管理上有効な諸要素区分図

表 5-5 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素（1/3）

【山上曲輪ゾーン／主要曲輪】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
①	史跡指定地内	山上曲輪	主要曲輪	史跡に不要な電柱 東側帯曲輪に木製電柱があり、都市公園整備時に建てられたものと推定される。
②				史跡に不要な植物 クワ科植物のオオイタビは石垣表面に葉、茎が張り付き、石垣の表面を削り、間詰め石を劣化させるほか、根茎が石垣裏込め部分に入り込み間詰め石を崩すなど、史跡の保護管理上有害である。
③				史跡に不要な便益設備 東側帯曲輪にコンクリート製のイス・机が設置されている。
				その他不要な物件 町道城山線沿いには、現在工法の石積み仕上げによるコンクリート擁壁が設けられており、石垣遺構と混同される恐れがある。

【山上曲輪ゾーン／出丸】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
④	史跡指定地内	山上曲輪	出丸	城山配水池 生活用水その他浄水を町民に供給するための施設で、給水区域は 25 行政区、給水戸数 3,559 戸、給水人口は 9,650 人。南出丸にあり、構造等の概要は第 4 章第 5 節第 5 項で紹介済み。平成 25 年度に新規移設を行い、既存の建物は撤去する予定。
⑤				石仏 史跡佐敷城跡東側山裾に曹洞宗古城山二尊寺があり、明治 36 年 6 月に愛媛県八幡浜町の大黒山吉蔵寺住職金田東禅師が建立し、明治 37 年 3 月 31 日付けで曹洞宗教会所建設の官許が出ている。奥の院として、史跡佐敷城跡二の丸に弘法大師を祀った大師堂が建てられ、明治から昭和初期にかけて城山一帯に信徒が寄進した石仏が安置された。
				史跡に不要な電柱 東出丸に木製電柱があり、都市公園整備時に建てられたものと推測される。
				史跡に不要な植栽 東出丸にアジサイが株分けされているが、繁茂期には園路まで花、茎、葉が張り出し、通行の妨げとなっている。
				園路 西側中腹部に造成された平場に建設された芦北町民総合センター（しろやますカイドーム）への連絡路が新規に作られて、北出丸に延びている。
				その他不要な物件 東出丸に、都市公園造成時に設置された東屋、コンクリート製イス、机が老朽化して放置してある。また、北出丸には畑作地であったころの水ため用の瓶が残されている。

表 5-5 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素 (2/3)

【山腹ゾーン／山腹部】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
⑥	史跡指定地内	山腹 山腹部	細川侯頌徳碑	東側中腹の園路沿いに建つ石碑で、碑面には「明治二十六年」「故従二位侯爵細川護久殿頌徳碑」「八月三十一日」と刻まれている。細川護久は熊本藩第2代知藩事で、明治3年から租税廃止等の藩政改革を行い、領民の負担軽減を図った。この改革に感謝し、領民が建てた知事塔が阿蘇地域を中心に10基ほど確認されている。明治26年9月1日死去。
⑦			石仏	史跡佐敷城跡東側山裾に曹洞宗古城山二尊寺があり、明治36年6月に愛媛県八幡浜町の大黒山吉蔵寺住職金田東禅師が建立し、明治37年3月31日付けで曹洞宗教会所建設の官許が出ている。奥の院として、史跡佐敷城跡二の丸に弘法大師を祀った大師堂が建てられ、明治から昭和初期にかけて城山一带に信徒が寄進した石仏が安置された。
⑧			大師堂	二尊寺奥の院として弘法大師を祀った御堂で、もとは二の丸跡にあったが、史跡佐敷城跡保存整備事業に伴い、現在地に移転している。
			防空壕	戦時中、空襲に備えて掘られたもので、城山北側及び東側山裾に多く見られる。岩盤を直接横掘りしているが、壕内部に補強材は入っておらず、崩れやすい状態である。
⑨			ツクシムレスズメ	日本では南九州の一部でのみ自生するマメ科クララ属の植物で、環境省作成のレッドデータブックでは、絶滅危惧ⅠA類(CR)の категорияに分類されている。 町内塩浸地区の自生地から、株分けして現在地に移植したもので、自生地が道路工事の影響で壊滅状況であり、貴重な個体となっている。芦北町指定天然記念物。
			史跡に不要な電柱	城山南側の町道沿いをはじめ、送電用電柱が数ヶ所に設置されている。
⑩			史跡に不要な植栽	城山北側の谷一帯のスギは、戦後の植林事業で植えられたという。また、スギ林に隣接する竹林も同様にいわれている。
			その他史跡に不要な物件	東側山裾からの園路沿い数ヶ所に都市公園造成時の街灯が設置されているが、現在は使用されていない。

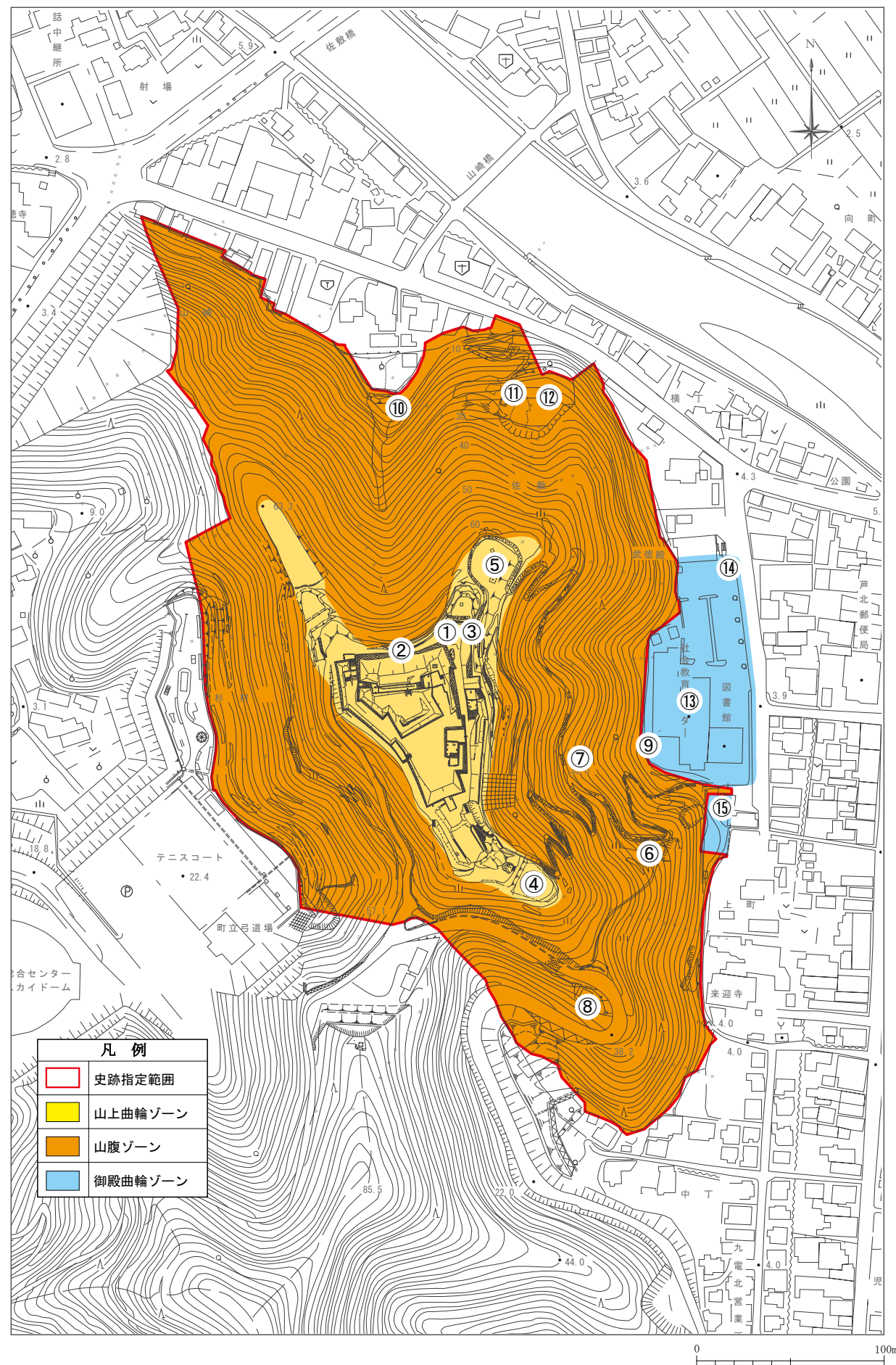
表 5-5 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素 (3/3)

【山腹ゾーン／実照寺跡】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
⑪	史跡指定地内	山腹	実照寺跡	忠魂碑
⑫				日露戦争で戦死した将兵を祀るために大正 12 年 4 月に建てられたもので、陸軍大臣を務めた木越安綱が揮毫し、台座には戦死者 19 名の名前が刻まれている。
				町営住宅跡
			史跡に不要な植栽	戦後、復員軍人や海外からの引揚者の増加による住宅難解消のため、昭和 25 年頃から町営住宅の建設が始まり、実照寺跡にも城山住宅 3 軒が建設された。その後、昭和 58 年に建物は撤去解体されたが、住宅基礎や道路敷き、水道ポンプが残されている。
				忠魂碑建立に伴い、吉野桜 200 本が植樹されたが、現在は手入れが行われていない。

【御殿曲輪ゾーン／御殿曲輪】

番号	ゾーン	地区	物件名	説明
⑬	史跡指定地外	御殿曲輪	御殿曲輪	芦北町における社会教育の中核施設として、昭和 52 年 12 月に完成し、館内に中央公民館、町立図書館を併設している。鉄筋コンクリート 2 階建て、敷地面積 4,773 m ² 、建築面積 1,547.79 m ²
⑭				電話ボックス
⑮				武徳殿正面玄関の脇にある設備で、NTT 西日本が管理する第 1 種公衆電話（公衆電話のうち社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるもの）に該当し、電気通信事業法では 1 km 四方ごとに設置する、とされている。
			二尊寺・石仏	史跡佐敷城跡東側山裾に曹洞宗古城山二尊寺があり、明治 36 年 6 月に愛媛県八幡浜町の大黒山吉蔵寺住職金田東禅師が建立し、明治 37 年 3 月 31 日付けで曹洞宗宗教会所建設の官許が出ている。現在、本堂はなく、仏像を安置した御堂が建てられている。昭和初期にかけて城山一帯に信徒が寄進した石仏が安置された。



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮

図5-4 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素区分図

史跡佐敷城跡の史跡指定地内には、多くの石碑や石仏、祠、建造物が存在する。これらは、史跡佐敷城が廃城となり、破却された後の土地利用の経緯を物語る歴史的財産である。

このうち、江戸時代及び近代の清正公信仰に伴い建立された物件等については、史跡佐敷城跡を理解するうえで資料的価値が認められるため、「史跡の保存管理上有効な諸要素」に分類した。

一方、それ以外の石碑、石仏、その他の物件については、史跡佐敷城跡との歴史的なつながりが薄く、史跡の理解には直接結びつかない為、「史跡の保存管理上調整が必要な諸要素」に分類している。

なお、「史跡の保存管理上調整が必要な諸要素」に分類した物件については、それぞれの物件の現況に応じて、短期（保存管理計画策定から概ね 5 年以内に実施可能なもの）、中期（保存管理計画策定から概ね 10 年以内に実施可能なもの）、長期（保存管理計画策定から概ね 20 年以内に実施可能なもの）、要協議（撤去、移設ともに協議が必要なもの）、の 4 段階に大別し、移転または撤去等に対し条件が整ったものから随時、対応する。

また、御殿曲輪は史跡指定地外であるが、今後の追加指定を見据えて対象となる物件の分類を行っており、こちらも移転または撤去等に対し条件が整ったものから随時、対応する。

表 5-6 調整実施時期分類表

	史跡内から移設するもの	史跡内から撤去するもの	追加指定検討区域内から移設・撤去するもの
短期 (～5 年)	城山配水池（平成 25 年度）	オオイタビ、アジサイ、使用されていない東屋・街灯	
中期 (～10 年)	木製電柱	史跡に不要な電柱、コンクリート製機・イス、	
長期 (～20 年)	石仏、細川侯頌徳碑、大師堂、送電用電柱、忠魂碑	コンクリート擁壁、町営住宅跡、史跡に不要な植栽（スギ・竹・吉野桜）	芦北町社会教育センター、電話ボックス、二尊寺
要協議	ツクシムレスズメ（町指定天然記念物） 防空壕（戦争遺跡）		

4. ゾーン別の保存管理方針

史跡佐敷城跡の保存管理を行うにあたり、各ゾーンに残る遺構の現状、自然環境、土地利用、周辺環境などには、それぞれ違いが見られる。そのため、各ゾーンの現況に合わせて、ゾーンごとの保存・管理方針を定める必要があり、具体的にはゾーンごとに、現状変更への対応や整備活用に対する方針と方法を検討することにある。

各ゾーンの保存管理の方針及び方法を、下記のとおりまとめる。

(1) 山上曲輪ゾーン

城郭としての価値に関わる重要な遺構が集中する区域で、史跡の中核となる場所である。主要曲輪はほぼ発掘調査が終了しているが、出丸には未調査部分がある。

昭和 57 年から都市公園として供用を開始した際に、展望台・トイレ・遊具・園路等の施設が設置され、その大部分は平成 5～13 年度実施の発掘調査時に撤去されたが、園路や便益施設等が部分的に残されている。平成 6～9 年度には、主要曲輪部分の出土石垣への石材積み加え及び芝張りによる養生を中心とする整備事業を実施しており、説明サイン、植栽などとともに電気・排水設備が設置されている。

南出丸に建つ花岡配水池は、史跡内で調整が必要な物件の一つで、P C 造りの巨大な外観は史跡の景観を阻害する大きな要因であるが、平成 25 年度中に史跡指定地外へ移設を行う予定である。

【保存管理方針】

城郭としての価値に関わる重要な遺構が集中する区域で、史跡の中核となる場所である。主要曲輪の大部分は既に整備を行っており、原則として史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧以外の現状変更は認めないものとし、現状維持を基本として保存管理を行う。出丸は、発掘調査等の成果により将来、新たな整備計画等を策定する場合は、本保存管理計画に基づくものとする。

【保存管理方法】

◆維持管理

- 過去の整備事業より 10 年以上経過し、石垣に目視だけでは確認できない変位が発生している可能性があるため、写真や光学機器を用いた計測により石垣カルテを作成し、現状の把握に努める。
- 景観の保全及び山林の管理を目的とする定期的な樹木確認を行い、必要に応じて下草刈りや枝打ち、間伐、除伐等の措置を講じる。
- 石垣の石材に繁茂するオオイタビをはじめ、石垣の隙間に生える植物は、石垣の保存に影響を及ぼすものであり、除草剤の使用を含め根絶を図る。

- 法面を芝張り保護した際に用いられた芝の定着用ネットなど、景観の阻害となるものは撤去を進める。
- 史跡を構成する要素は、日常的に巡回を実施する。ゾーン内の施設、設備等については定期的に保守点検を行うとともに、必要性が乏しいものや機能を喪失したものについては、撤去または史跡指定地外への移設を積極的に検討する。
- 区域内にある山王権現石碑及び清正公祠は、史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、廃城後の佐敷城跡の土地利用を考える上で有効な要素であり、指定地外への移設については関係者と協議のうえで、検討を行う。

◆安全・防災対策

- 史跡来訪者の転落事故防止用に設置している安全杭については、史跡及び景観との調和を含めて設置の有無を検討する。
- 二の丸南端部にある石垣転石については、落下する可能性があるため、設置場所の変更や固定方法を検討する。
- 防護柵の代用に植えられているヒラドツツジ・サツキツツジは、生育も悪く、史実に基づいた植栽とはいえないため、撤去や樹種転換を含めて検討を行う。

◆復旧、保存修理

- 石垣等で崩壊の可能性のある箇所は、計画的に修復を行う。
- 曲輪の整備、復旧については、必要に応じて新たな整備計画を策定後に行う。
- 石垣等の保存修理を行う場合には、耐震性について考慮するとともに、伝統的工法を使用し、新技術の導入は慎重かつ適切に行う。

(2) 山腹ゾーン

山腹ゾーンは、城郭の枢要部である山上曲輪ゾーンと、城下町に隣接する山裾の御殿曲輪ゾーンに挟まれた区域である。遺構の存在は希薄であるが、急峻な地形が城郭の防御性を高めているほか、景観的にも山上の石垣群（遺構）と山裾の城下町（市街地）とを対比する効果を果たしている。

現状では、ほぼ全域が急傾斜崩壊危険箇所となっており、斜面部にはアラカシ、スギなどが植えられている。特に北側から東側にかけて群集するアラカシを優先種とする照葉樹林は、現在の史跡佐敷城跡の景観を構成する要素として存在感を放つ一方で、やがて極相林に遷移する潜在的自然林であり、市街地の中心部に位置する貴重な事例である。区域内には近代以降に建立された石碑、石仏、大師堂等のほか、都市公園造成時の施設（園路、街灯等）が存在する。

【保存管理方針】

原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧以外の現状変更は認めないものとし、現状維持を基本に保存管理を行う。将来的に山裾からの登城路の調査・確認を行い、確定した場合は、新たな整備計画等の策定を検討する。なお、史跡指定地内の土地公有化を進める。

【保存管理方法】

◆維持管理

- 景観の保全及び山林の管理を目的とする定期的な樹木確認を行い、必要に応じて下草刈りや枝打ち、間伐、除伐等の措置を講じる。
- 史跡を構成する要素は、日常的に巡回を実施する。区域内の施設、設備等については定期的に保守点検を行うとともに、必要性が乏しいものや機能を喪失したものについては、撤去または史跡指定地外への移設を積極的に検討する。
- 史跡の保存管理上、調整が必要な要素である石碑、石仏、大師堂については関係者と協議を行い、現在地に建立された歴史的経緯を踏まえつつ、史跡指定地外への移設を検討する。

◆安全・防災対策

- 急傾斜崩壊危険箇所となっている急傾斜地では、原則として山林の保全・整備によって、崩落防止や景観の保全を図る。また、現在設置されているコンクリート擁壁については、史跡及び景観との調和に留意した手法を検討し、将来的には変更することを含めて見直しを行う。
- 東側山裾からの通路は、都市公園造成時に鉄平石を乱貼りして化粧仕上げを行っているが、経年劣化により表面が磨耗し歩行者が滑る可能性がある。学術調査により登城路が確定するまでの間、当面は史跡及び景観との調和に留意した手法を用いて取替えを行う。
- 山林火災を予防し、火災発生時の被害を最小限にするため、史跡周辺区域に火災予防啓発の注意札を設置するとともに消防水利の確保を図る。
- イノシシ等の鳥獣による遺構及び地形の毀損、滅失を防ぎ、かつ人的被害の発生を未然に防ぐため、史跡及び景観との調和に留意した手法で鳥獣対策を講じる。
- 史跡地内での犯罪及び非行行為の発生を防ぐため、警察機関や地域住民と連携を図りながら、定期的な巡回を行う。
- 山裾に残る防空壕跡での事故等を防止するため、出入り口の封鎖を検討する。

◆復旧・保存修理

○今後の調査等により登城路が確定した場合、新たな整備計画を策定した後に整備を行う。

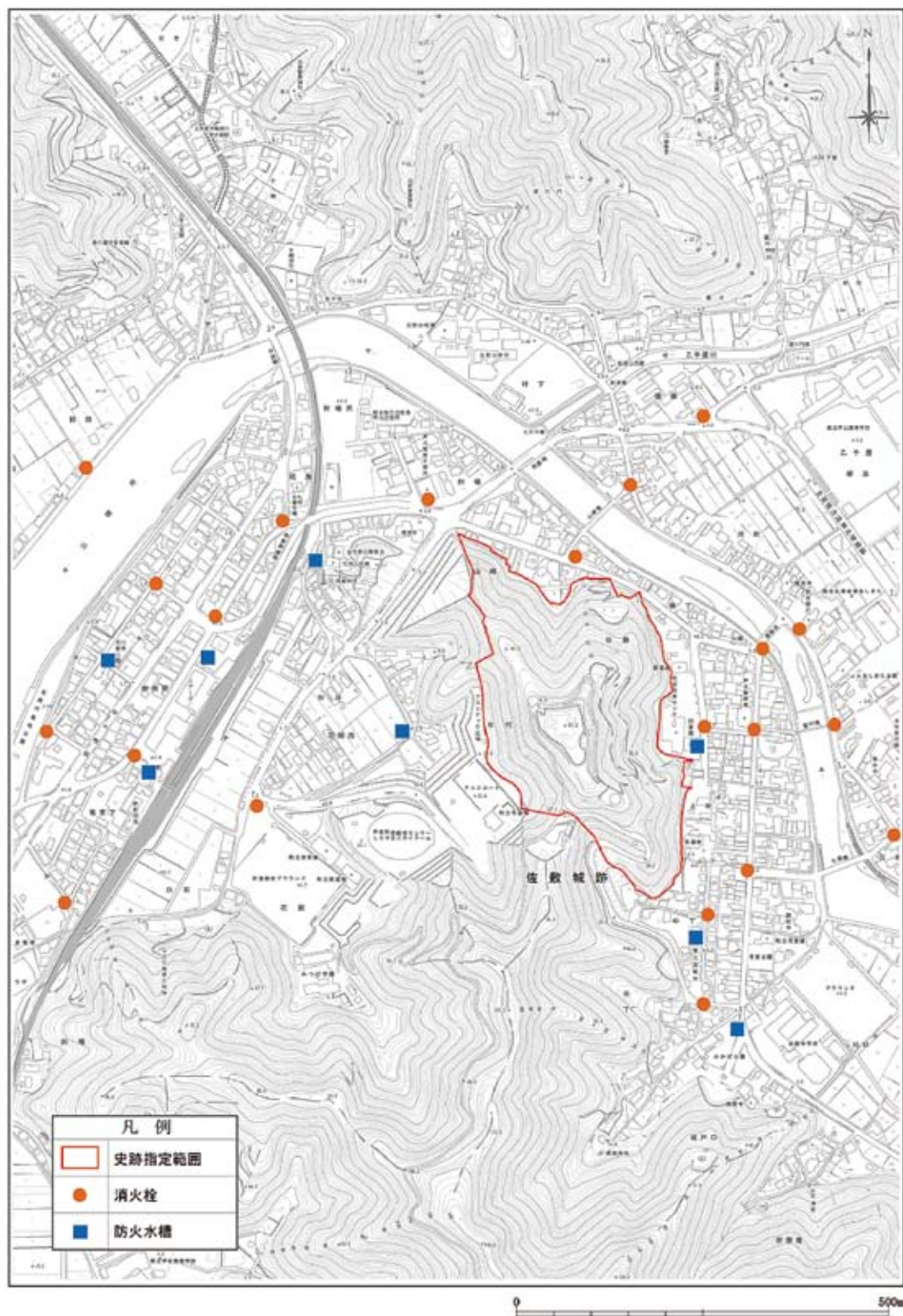


図 5-5 佐敷城跡周辺防災関連施設配置図

○実照寺跡については、発掘調査等により遺構等が確認されるまで、当面は加藤重次墓所を中心に維持管理を行う。

（３）御殿曲輪ゾーン

御殿曲輪ゾーンは史跡指定地外の区域であるが、史跡佐敷城跡を構成する重要な要素であり、今後、追加指定を検討している。区域内には、昭和 52 年に建設された芦北町社会教育センターなどの公共施設が建ち、一角には史跡佐敷城跡から出土した「天下泰平」銘鬼瓦のモニュメントが設置されている。周辺には、佐敷城代加藤重次縁者石塔（芦北町指定文化財）、武徳殿（国登録有形文化財）などの文化財及び宗教施設が存在する。

【保存管理方針】

今後の追加指定を見据え、現況の保存管理、整備活用、防災・災害復旧以外の行為は極力制限する。ただし、芦北町社会教育センターの維持管理上、必要なものについては、史跡の本質的価値や景観面への配慮を前提として検討を行う。

なお、追加指定後は、後述する現状変更等の取扱い基準を適用する。

【保存管理方法】

◆維持管理

- 芦北町社会教育センター利用者及び周辺住民に対し、適切な利用や遺構等の保護を促すために、案内板、説明板、注意札等を計画的に整備する。
- 樹木の伐採、植栽は史跡の本質的価値や景観面への配慮を前提として検討する。
- 史跡の保存管理上、調整が必要な要素である既設建造物や工作物については、関係者と協議を行い、現在地に建立された歴史的経緯を踏まえつつ、史跡指定地外への移設を検討する。

◆安全・防災対策

- 芦北町社会教育センターは、災害時に周辺地域住民の一時避難場所となっており、避難誘導サインの設置については景観との調和に留意する。

5. 現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準

史跡の指定地内において現状を変更する行為については、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第125条第1項）ため、指定地内での各種現状変更行為に対する取扱い方針及び基準について、下記のとおりとする。

（1）現状変更等の許可申請に関わる共通基準

① 以下の場合、原則として史跡指定地内での**現状変更等の行為は認めない**。

- 遺構の保存に影響を及ぼす行為。
- 史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧等以外で地形に改変を及ぼす行為。
- 史跡の景観を阻害する行為。
- 史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧等以外で自然環境に影響を及ぼす行為。

② **現状変更等の行為を認める** 場合については、以下の取扱いを原則とする。

- 現状変更の際には、遺構の保護を前提とする。
- 地形に改変を及ぼす現状変更については事前調査を行い、遺構が確認された場合には、その保存を図るものとする。
- 現状変更の際には、史跡及び景観との調和に留意した手法となるよう、十分に配慮するものとする。

③ その他留意すべき点

- 地震や集中豪雨など天災地変に対する応急措置や緊急対策については、現状変更等許可申請を要しないものとする。ただし、恒久的措置や大規模な地形改変を及ぼす行為についてはこの限りではない。
- 現状変更の取扱いについては、文化財保護法、都市公園法、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律等、関連する各種法令との調整を図るものとする。
- 現状変更の取扱いに関して、関係者の所有権その他財産権に関わるものについては、関係者等との調整を図るものとする。
- 追加指定予定地については、史跡指定地外であるため現状変更等許可申請は要しない（周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う）が、史跡佐敷城跡の本質的価値を損ねることが無いよう、関係者との調整を図るものとする。

(2) ゾーン別の現状変更等の取扱い

表 5-7 ゾーン別の現状変更等の取扱い (1/3)

【山上曲輪ゾーン／史跡指定地内】

区 分		主要曲輪	出 丸
現状変更等の方針		原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧以外は認めない。	同左
現 状 変 更 等 の 取 扱 い 基 準	建築物の新築、増改築、除去	史跡の保存管理、整備活用上、必要なものについては、遺構保護及び景観への配慮を前提として、認める。	同左
	工作物(埋設物含む)の設置、改修、撤去	史跡の保存管理、整備活用上、必要なものについては、遺構保護及び景観への配慮を前提として、認める。	同左
	道路の敷設、改良等	現状維持を基本とする。 原則として新設は認めないが、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧の仮設路等の整備については、遺構の保護及び事業終了後の撤去を前提に認める。	現状維持を基本とする。 原則として新設は認めないが、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧の仮設路等の整備については、遺構の保護及び事業終了後の撤去を前提に認める。 将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。
	地形の改変	原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧(いずれも原形復旧を前提とする)以外は認めない。	同左
	木竹の伐採、植栽	原則として、史跡の保護及び景観の確保のための維持管理(伐採、枝打ち、芝・下草刈り等)以外については、認めない。ただし、将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。	同左

表 5-7 ゾーン別の現状変更等の取扱い（2/3）

【山腹ゾーン／史跡指定地内】

区 分		山腹部	実照寺跡
現状変更等の方針		原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧以外は認めない。	同左
現 状 変 更 等 の 取 扱 い 基 準	建築物の新築、増改築、除去	史跡の保存管理、整備活用上、必要なものについては、遺構保護及び景観への配慮を前提として、認める。	同左
	工作物（埋設物含む）の設置、改修、撤去	史跡の保存管理、整備活用上、必要なものについては、遺構保護及び景観への配慮を前提として、認める。 既設の記念碑等は、史跡指定地外への移設等を検討する。	同左
	道路の敷設、改良等	現状維持を基本とする。 原則として新設は認めないが、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧時の仮設路等については、遺構の保護及び事業終了後の撤去を前提に認める。 将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。	同左
	地形の改変	原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧（いずれも原形復旧を前提とする）以外は認めない。	同左
	木竹の伐採、植栽	原則として、史跡の保護及び景観の確保のための維持管理（伐採、枝打ち、下草刈り等）以外については、認めない。ただし、将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。	同左

表 5-7 ゾーン別の現状変更等の取扱い (3/3)

【御殿曲輪ゾーン／史跡指定地外】

区 分		御殿曲輪
現状変更等の方針		史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧以外の現状変更行為は極力制限し、史跡の本質的価値を損ねることが無いよう、調整を図る。 ただし、芦北町社会教育センターの維持管理上、必要なものについては、史跡の本質的価値や景観面への配慮を前提として認める。 (現状は史跡指定地外であるが、追加指定後は「史跡指定地内の共通基準を適用」する。以下同じ)。
現 状 変 更 等 の 取 扱 い 基 準	建築物の新築、増改築、除去	原則として認めない。ただし、芦北町社会教育センターの維持管理上、必要なものについては、史跡の本質的価値や景観面への配慮を前提として認める。 なお、将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。 また、既設の建築物については、史跡指定地外への移設を検討する。
	工作物(埋設物含む)の設置、改修、撤去	原則として認めない。ただし、芦北町社会教育センターの維持管理上、必要なものについては、史跡の本質的価値や景観面への配慮を前提として認める。 なお、将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。 また、既設の建築物については、史跡指定地外への移設を検討する。
	道路の敷設、改良等	現状維持を基本とするが、既設道路の改修等については、公益上及び住民生活上必要なものは、遺構の保護を前提に認める。 原則として新設は認めないが、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧時の仮設路等については、遺構の保護及び事業終了後の撤去を前提に認める。 将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。
	地形の改変	原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全・防災、災害復旧(いずれも原形復旧を前提とする)以外は認めない。
	木竹の伐採、植栽	史跡の本質的価値や景観面への配慮を前提として認める。また、将来、新たな整備計画等を策定した場合は、その内容に基づき認める。

工作物とは、土地に定着する全ての人工物（水道管など地下埋設物を含む）を指すが、このうち建築物については建築基準法第2条第1項で次のように定義されている。

「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは

は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。」

また、同条第3項では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。」とする。

このため、本計画の現状変更等の取扱い基準で用いる工作物とは、建築基準法で定義された建築物以外で土地に定着する人工物のこととする。

以下、現状変更等の取扱いについて、数例を挙げて説明する。

（例1）史跡指定地内に農作業小屋（建築物）を建てたい。

⇒原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全防災・災害復旧以外
は認めない。

（例2）見学者用に史跡指定地内にトイレ（建築物）を建設したい。

⇒史跡の活用上必要な建築物については、遺構保護と景観配慮を条件として新築、
増改築、除去を協議・検討する。

（例3）史跡指定地内に商業目的用看板（工作物）を設置したい。

⇒原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全防災・災害復旧以外
は認めない。

（例4）史跡指定地外（追加指定予定地）に街灯（工作物）を設置したい。

⇒原則として認めないが、公益上及び住民生活上必要な行為については、遺構保
護と景観配慮を条件として認める。

（例5）史跡指定地内で発生した土砂崩れの土砂を除去したい。

⇒地震や集中豪雨など天災地変に対する応急措置や緊急対策については、現状変
更等許可申請を要しないものとする。ただし、恒久的措置や大規模な地形改変
を及ぼす行為についてはこの限りではない。

（例6）史跡内の竹林の間伐を行いたい。

⇒史跡の保護及び景観の確保のための維持管理（伐採、枝打ち、下草刈り等）の
場合は、その効果や影響を考慮して協議・検討する。

（例７）史跡内に新たに電気ケーブルを埋設したい。

⇒原則として、史跡の学術調査、保存管理、整備活用、安全防災・災害復旧以外は認めない。

（例８）史跡内に埋設されている水道管の取替を行いたい。

⇒水道・トイレ等への給排水管等、史跡の保存管理及び整備活用において有効な埋設物については、掘削を伴うため遺構保護を条件としたうえで、実施にあたっては文化庁及び熊本県教育庁文化課と協議・検討を行ない、掘削深度は既存埋設物を超えない範囲とする。

6. 土地公有化の方針

佐敷城跡の史跡指定面積 83,490.54 m²のうち、公有地の面積は 76,958.54 m² (26 筆) で公有地化率は 92.18%である。

現在、史跡内には民有地 6,532 m² (5 筆) が残っており、今後、史跡の適切な保存管理を図るためには土地の公有地化が必要である。

また、史跡指定地外である御殿曲輪ゾーン 7,250.83 m² (3 筆及び水路)のうち、民有地は 427 m² (1 筆) が境内地として残っている。この部分については、史跡の追加指定を実施した後に土地公有化を行う方針である。なお、御殿曲輪ゾーン地下には、構築時期が異なる 3 列の石垣遺構が埋蔵されていることが確認されている。佐敷城の改築時期を検討する上で重要な遺構であり、今後、土地利用の状況によっては指定前の公有化を進めることも検討する。

なお、当該民有地には、明治 36 年 (1903) に建立された曹洞宗古城山二尊寺の仏堂があり、かつてこの場所を拠点として布教活動を行っていた。史跡佐敷城跡一帯に安置されている石仏群や以前、二の丸跡に建っていた大師堂は、二尊寺由来のものである。現在は宗教法人格を失い、観音堂と石仏が地元有志により清掃管理されている。今後の土地公有化及び史跡の追加指定にあたっては、これら関係者との協議や、政教分離の原則等を考慮したうえで検討を行う必要がある。



二尊寺跡